|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ***24 hours Online Service* *www.PTSGI.com*** | | |
|  | | |
| **ptsgi_logo** | **ATS-logo** | **banner1** |

**翻譯測試稿**

**語文：**日文翻中文

**類型：**財務經濟

**注意事項：**

1.請將全部的**譯文置於原文之後。**

**2.測試稿檔名的命名方式為「測試稿名稱-姓名」，例：「文學-王小明」。**

**原文：**

**①第１種優先配当金**

**当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第１種優先株式を有する株主（以下「第１種優先株主」という。）又は第１種優先株式の登録株式質権者（以下「第１種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第１種優先株式１株につき下記②に定める額の剰余金（以下「第１種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、第１種優先配当金の全部又は一部の配当（下記③に定める累積未払第１種優先配当金の配当を除く。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当社が第１種優先株式を取得した場合には、当該第１種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。**

**②第１種優先配当金の額**

**第１種優先配当金の額は、１株につき、350円（ただし、平成22年３月31日に終了する事業年度に属する　日を基準日とする第１種優先配当金の額は、１株につき、350円に払込期日（同日を含む。）から平成22年３月31日（同日を含む。）までの日数を分子とし平成21年４月１日（同日を含む。）から平成22年３月31日（同日を含む。）までの日数を分母とする分数を乗じた額（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。）とする。**